

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
和歌山地方法務局 (本局)	和歌山市梅原
〃	和歌山市楠見中
〃	和歌山市神前
〃	和歌山市中島
〃	和歌山市延時
〃	和歌山市日野
〃	和歌山市向
〃	和歌山市和田
和歌山地方法務局 田辺支局	田辺市秋津川
〃	田辺市上万呂
〃	田辺市龍神村丹生ノ川
〃	田辺市龍神村東
和歌山地方法務局 御坊支局	御坊市御坊
〃	御坊市藺
〃	御坊市名田町楠井